

平成27年4月より「地区公民館」を「(仮)地区コミュニティセンター」へ移行します

町では、これまで各地区に地区公民館を置き、地区住民が主体となってさまざまなイベントや生涯学習事業を展開し、地域住民の活動の拠点として長く親しまれてきました。しかし、町と地域を取り巻く状況は大きく変化し、これまでになかった課題も発生しています。

そこで、町では現在の地区公民館のあり方を見直し、平成27年4月から、地区公民館を「地区コミュニティセンター」(仮称)(以下「地区コミュニティセンター」)に切り替え、これからの地域づくりを進めていきます。

地区公民館の果たしてきた役割

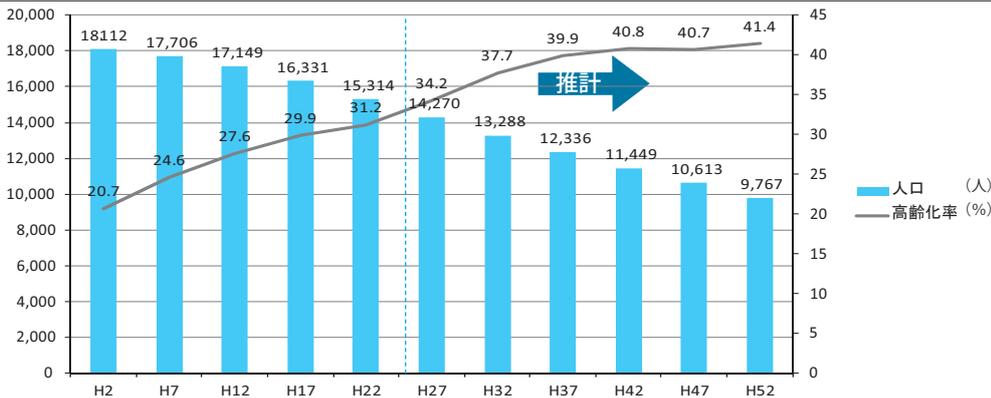
公民館は社会教育法に基づく「社会教育施設」であり、これまで、生涯学習事業を通して人づくりに大きな役割を果たしてきました。地区公民館は平成17年度より現在の体制となり、地区公民館運営委員会からの企画立案に基づいて公民館事業を実施しています。子どもから高齢者まで老若男女を問わず、地域住民の社会教育施設として、文化、スポーツ、教養、健康づくりなど、幅広く生涯学習を推進してきました。

進む人口減少と高齢化

地区公民館が各地区の拠点ではあるものの、町と地域の状況はこの数十年の間に大きく変化しました。最も大きな変化は人口の減少です。平成7年の国勢調査による本町の人口は1万7706人、平成22年の国勢調査では1万5314人、平成37年の推計人口は1万2336人になる見込みです。(国立社会保障・人口問題研究所調べ)

次に、高齢化が進行し、平成22年国勢調査での本町の高齢化率は31.2%、平成37年

には39.9%になると予測されています。



公民館を地区コミュニティセンターに変える必要性とは

人口減少と少子高齢化が進み単身世帯を含む老人世帯が増加する中で、各組織の担い手不足、空き家の増加、農地の荒廃、災害への対応や防災への体制づくりなどの課題が生まれています。

地域の課題を解決し、これからのまちづくり・地域づくりを進めるためには、地域住民が自らが課題を認識し、主体となって取り組み、行政が支援する共創による地域再生と地域コミュニティの活性化を図ることが必要です。

このようなことから、社会教育施設として位置づけてきた各地区公民館を地域主体で管理運営し、住民自治の中核となるコミュニティ施設と位置付け、生涯学習・文化・スポーツの振興はもちろん、住民の豊かな発想に基づく地域づくりや地域福祉の活動、さらには地域資源を活用するコミュニティ・ビジネスの展開も可能な拠点とすることが、今後のまちづくり・地域づくりにとって必要であり有効であると考えられるものです。

名称
設置根拠
管理運営
組織体系
組織体制
取り組み

